各教育局長 様

学校教育局参事(生徒指導・学校安全)

幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理の徹底について(通知)

このことについては、日頃から各学校等において取り組んでいただいているところですが、 過日、道内の小学校や中学校、高等学校に不審者が訪れ、児童生徒に車を傷つけられたなど と虚偽の内容を申し立てて、在校生の写真を見せてほしいと要求した事案や、別の地域では、 中学校や高等学校に不審者が訪れ、電話を貸してほしいと要求した事案が連続して発生しま した。いずれの事案も、不審者は、後日警察に逮捕されております。

幸い、当該学校等の対応により児童生徒への被害はありませんでしたが、各学校等においては、不測の事態に備え、玄関の施錠や、来訪者の確認など対応の手順や方法、関係機関との連携の在り方を確認するなど、様々な危機等に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、引き続き、危機管理体制の確立に万全を期すことが重要です。

ついては、次に示す資料などを活用して、安全管理体制を確認するとともに、危機管理に 関する校内研修や危機を想定した訓練、危機管理マニュアルの見直し等を積極的に行うなど、 改めて幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理を徹底するよう、管内の道立学校及び市 町村教育委員会に対し指導願います。

記

1 別添参考資料

幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目(例)

- 2 その他の参考資料
 - (1) 「学校安全推進資料(平成22年度改訂版)」
 - (2) 「学校における危機管理の手引き(改訂2版)」
- 3 関連通知
 - (1) 「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理の徹底について」 (平成24年6月7日付け教生学第185号学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知)
 - (2) 「学校の安全管理の徹底に向けた取組について」 (平成24年7月20日付け教生学第297号学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知)
 - (3) 「児童生徒の安全確保について」 (平成25年10月28日付け教生学第543号学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知)

(生徒指導・学校安全グループ)

幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目(例)

〈趣旨〉

この点検項目は、幼児児童生徒の安全確保のためには、地域や警察等の関係機関と一体となって対応するとともに、学校としての安全管理のための方策が必要であることを踏まえ、幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理のために、学校及び教育委員会等において取り組むべき事項並びに家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項について、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものである。

各学校及び教育委員会等においては、これを参考として、学校種や学校、地域の状況等に応じて必要な修正、追加を行うなどした上で、定期的に点検を実施し、幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に万全を期すことが必要である。

〈点検項目〉

- I 学校において取り組むべき事項
 - 1 日常の安全確保

			掛 :	署 化 湿	行っていない場合の							
上 4	T苦	Ħ			1							
点検	項	I			理由、代替措置又は							
			いる	いない	今後の改善計画等							
(教職員の共通理解と校内体	(制)											
(1) 幼児児童生徒の安全研	催保に関し、教	牧職員の共通理	翼と校内体的 ないである。 ないでは、 ないできる。	制について、	次のような方法によ							
り整備されているか。												
① 日ごろから職員会議等で取り上げ、教職員間で情報交												
換、意見交換を行うなど	ごにより共通理	里解を深め、教理	職員									
一人一人が学校の安全管	管理について意	意識の向上を図っ	って									
いる。												
② 幼児児童生徒の安全研	産保のため、耄	数職員の具体的	な役									
割分担や関係機関への過	車絡体制を定め	かた危機管理マン	ニュ									
アル等を作成するなどし	して、校内体制	削の整備を図っ`	てい									
るか。												
(来訪者の確認)			•	•								
(2) 学校への来訪者が確認	できるよう次	:のような措置を	講じている	か。								
① 立て札や看板等による	る案内・指示を	を行ったり、入口	コや									
受付を明示している。												
② 登下校時以外は校門を	上閉めるなど、	敷地や校舎への	の入									
口等を管理可能なものに	こ限定している											
③ 来訪者にリボンや名材	 L等を着用させ	せて、識別が可能	能な									
ようにしたり、来訪者に	こ声かけ等をし	ンて身元の確認?	を行									
うなどして、外部からの	人の出入りの	確認を行ってい	る。									
(不審者情報に係る関係機関					L							
(3) 学校周辺等における7		足について 次の	りようか方泊	まにより押却	屋できる体制をとって							
いるか。	ш ц ч м пт		. 0.) 0.,,,	A(-0(),10,	A C OII IN C C - C							
① 日頃から警察等の関係	 系機関、 P T <i>A</i>	Aや地域住民等。	レ連									
携して、情報を速やから												
② 近接する学校や保育所												
制をとっている。	11 4 C A HI C II	DIEN CIEN OW	/ IT'									
Intia G C > C A . (2)												

(始業前や放課後における安全確保の体制)	
(4) 始業前や放課後における安全確保のための教職員の具	
体的な役割分担(校内巡回等)を定め、幼児児童生徒の	
状況を把握しているか。	
(授業中、昼休みや休憩時間等における安全確保の体制)	
(5)授業中、昼休みや休憩時間等における安全確保のため、	
教職員等による校内巡回等を行っているか。	
(登下校時における安全確保の体制)	
(6)登下校時において、幼児児童生徒の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか	0
① 幼児児童生徒に対し定められた通学路を通って登下校	
するよう指導している。	
② 通学路において人通りが少ないなど、幼児児童生徒が	
登下校の際に注意を払うべき箇所をあらかじめ把握し、	
例えば、マップを作成して、幼児児童生徒、保護者に周	
知するなどして注意喚起している。	
③ 登下校時等に万一の場合、交番や「子ども110番の	
家」等の幼児児童生徒が緊急避難できる場所を幼児児童	
生徒一人一人に周知している。	
④ 幼児児童生徒に対し、登下校時等に万一の事態が発生	
した場合の対処法(大声を出す、逃げる等)を指導して	
いる。	
(校外学習や学校行事における安全確保の体制)	
(7) 校外学習や学校行事において、幼児児童生徒の安全が確保されるよう、次のような措置を計	毒じ
ているか。	
① 事前に綿密な計画を立てるとともに、現地の安全を十	
分確認している。	
② 幼児児童生徒に対する事前の安全指導が十分行われて	
(1) 3 ₀	
③ 万一の事態が発生した場合の連絡方法等をあらかじめ	
定めている。	
(安全に配慮した学校開放)	_
(8) 学校開放(夜間・休日解放を含む)に当たって、次のような措置を講じ、安全への配慮を行	1つ
ているか。	
① 学校開放時における開放部分と非開放部分との区別を 明確に示し、北郷北部のよって変素の見れば出のなめの	
明確に示し、非解放部分への不審者の侵入防止のための	
方策(施錠等)を講じている。	
① 学校開放時の安全確保について、PTAや地域住民等	
による学校支援のボランティアの積極的な協力を得てい	
る。	
(9) 学校施設面で、次のような安全確保策を講じているか。 ① 校門、囲障、外灯 (防犯ライト等)、校舎の窓、出入	
口等の破損、鍵の状況の点検・補修を行っている。	
② 警報装置(警報ベル、ブザー等)、防犯監視システム、	
通報機器(校内緊急通信システム、警察や警備会社との	
世代版的 (以内) 米心地ロイクノム、言宗で言谓云江とり	

連絡システム等)等を設置している場合、作動状況の点		
検、警察や警備会社等との連絡体制の確認を行っている。		
③ 死角の原因となる立木等の障害物の有無、自転車置場、		
駐車場や隣接建物からの侵入の可能性について確認を行		
っている。		

2 緊急時の安全確保

				ŧ	昔 置	状 況	行っていない場合の
点	検	項	目	行	って	行って	理由、代替措置又は
				۷١	る	いない	今後の改善計画等
(不審者情報がある	場合の連絡	各等の体制)		•		•	
(10) 学校周辺等に	おける不智	番者等の情報	吸が入った場合に	こ、次の	こようれ	な措置を	とる体制が整備されて
いるか。							
① 警察にパトロ	ール等の	実施を要請す	するなど速やかり	こ警			
察との連携を図	る。						
② 緊急時の幼児	児童生徒の	の登下校のス	方法について、	あら			
かじめ対応方針	を定めてい	いる。					
③ 幼児児童生徒	の安全確何	保のため、]	PTAや地域住	 民等			
による学校支援	のボラン	ティアから	学校内外の巡回	等の			
協力を得る。							
(不審者の立入りな	ど緊急時の)体制)		•		•	
(11) 学校内に不審	者が立ちフ	しっているな	よど緊急時に備え	、次の	ような	は体制が整	発備されているか。
① 直ちに校長、	教頭又は何	他の教職員に	こ情報が伝達さ	h.			
幼児児童生徒へ	の注意喚起	起、避難誘導	尊や教職員によ	る応			
急手当等、教職	員が幼児!	児童生徒の気	安全を第一に考	えた			
対応のできる体	制(役割分	分担)を整え	えている。				
② 警察、消防署	等の関係	幾関や教育	委員会等に対し	τ,			
直ちに通報がな	される体制	訓(役割分割	旦) を整えている	5。			
③ 緊急時に備え	た教職員に	こよる安全研	確保の訓練や、:	边児			
児童生徒の避難	訓練等が多	実施されてい	いる。				
④ 警備員を配置	している	場合、巡回	パトロールが効	果的			
に行われ、緊急	時に短時	間で対応でき	きる体制を整え	てい			
る。							

Ⅱ 家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項

1 日常の安全確保

						措	置	状 況	行って	ていない場合の
	点	検	項	目		行っ	て	行って	理由、	代替措置又は
						いる		いない	今後の	改善計画等
(家庭への	の働きかけ)									
(1) 不審者情報の警察、学校等への速やかな伝達が行われ										
るよ	う、また、糸	幼児児童生								
分の身を守るため、危険な場所の確認や屋外での行動に										
当た	って注意する	べき事項を								
働き	かけが行われ	れているか	۰,							

(学校外の安全確保のための地域の関係団体における取組) (2)学校外の安全確保のため、PTA、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体の協力を得て、学区内の人通りの少ない場所等危険箇所の点検や「声かけ運動」等の取組が行われているか。		
(登下校時、授業中、学校開放時等における安全確保のための地域の関係団体における取組) (3)登下校時、授業中、学校開放時等の安全確保のため、PTA、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体との連携・協力の下、通学路の安全点検、登下校時、授業中、放課後、学校開放時等における学校内外の巡回等の取組が行われているか。		
(4)登下校時等に万一の場合、幼児児童生徒が緊急避難できる「子ども110番の家」等の地域のボランティアの体制がとられているか。		

2 緊急時の安全確保

_ /\.'	V1 47 7									
						措置	状 況	行って	いない場合の	
	点	検	項	目		行って	行って	理由、	代替措置又は	
						いる	いない	今後の	改善計画等	
(5) 学校	周辺や学	区内等で不	審者等の情	青報がある	易合には、	次のよう	な取組を	行う体	制がとられて	
いるか	۰,									
① P T	A、自治	会、青少年	教育団体	等地域の関	係団体と					
の連携	ら 協力の	下、各家庭								
や放課	果後等にお	ける学校内	や周辺、	学区内の巡	回、集団					
登下核	とへの同伴	等の取組が	行われる	体制がとら	れてい					
る。										
② 学校や関係機関等からの注意依頼の文書等が、各家庭										
に配布	iされたり	、地域に掲	易示された	りするなど	速やかに					
周知さ	れる体制	がとられて	いる。							